

【市民向け】第3弾！弘前お米とくらし応援券 Q&A

Q1. 第2弾との違いはありますか。

A1. 金額について、これまで1人あたり3,000円分でしたが、5,000円に増額となりました。

また、対象のお米について内容量の指定はせず、青森県産米であれば銘柄も指定しないほか、青森県産のもち米や、青森県産米を使用したブレンド米も対象になりました。

詳しい利用方法はQ5をご確認ください。

Q2. どんな人がもらえるのですか。

A2. 令和8年1月1日現在において弘前市の住民基本台帳に登録がある方が対象です。

Q3. 応援券をもらうためには申請が必要ですか。

A3. 申請は必要ありません。2月中旬から順次ゆうパックにて発送していく予定ですので、届くのをお待ちください。

Q4. どのように配布されますか。

A4. ゆうパックにて、世帯ごとに世帯員数分をまとめて配布いたします。

お受け取りの際には、印鑑または署名が必要です。

不在の場合は不在連絡票を投函します。保管期限内に郵便局にてお受け取りいただくか、再配達の依頼によってお受け取りください。

※一世帯ずつ手渡しでの配送となることから、応援券の利用開始日までにお届けできない場合もございます。ご了承ください。

Q5. 応援券の利用について教えてください。

A5. 1回の買い物（会計）につき **青森県産米（玄米、精米、もち米または青森県産米を使用したブレンド米）または青森県産米のパックご飯** を購入する際に利用できます。銘柄や内容量に指定はございません。また、対象となるお米やパックご飯を購入いただくことで、その他の食品や生活用品、灯油などの購入にも利用できます。

〈例〉5,000円分の応援券で1袋2kgの青森県産米2,000円+その他商品3,000円を購入する。

【対象となる青森県産米とは】

青森県内で生産された米のことを指します。そのため、包装された玄米、精米もち米については袋裏面等に記載されている表示事項の「原料玄米」に「青森県」と記載、パックご飯については「原材料名」に「青森県産」と記載されていれば銘柄は問いません。

容器包装されていない場合は、店舗に青森県産米であるかご確認ください。

〈例〉

○玄米、精米、もち米

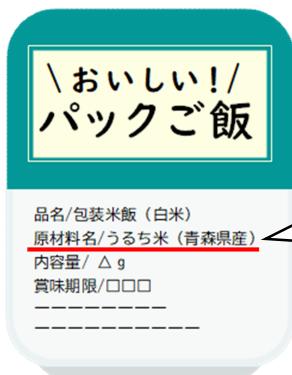
名 称	精 米 (玄米、もち精米)		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	单一原料米 青森県 ○○○○		
内 容 量	△ kg		
精米(調製)時期	□□□旬		
販 売 者	◇◇◇◇◇		

銘柄が「あきたこまち」の場合

青森県 あきたこまち →対象

秋田県 あきたこまち →対象外

○パックご飯



パッケージに記載の原材料名

うるち米 (青森県産) →対象

うるち米 (国内産) →対象外

【ブレンド米について】

青森県産米を使用したブレンド米が対象となります。上記同様銘柄は問いません。

〈例〉

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (青森県 ○○○○		10割 (○割)	
内 容 量	△ kg			
精米時期	□□□旬			
販 売 者	◇◇◇◇◇			

その他、店舗で青森県産米を使用していることが分かる場合は対象となります。

Q6.一度に使える応援券の枚数制限はありますか。

A6.枚数制限はございません。

〈例〉4人家族(5,000円×4人分=20,000円分配布)の場合、一度(一回計)に4人分の応援券20枚(20,000円分)をまとめて利用することも可能です。

Q7.青森県産米が売り場にない場合、応援券を使用して他県産米を購入してもよいですか。

A7.応援券は、青森県産米(玄米、精米、もち米または青森県産米を使用したブレンド米)または青森県産米のパックご飯を購入することで利用できるものであるため、他県産米を代替商品とすることはできません。

Q8.もち米やペットボトル米、弁当白米は応援券の対象ですか。

A8.もち米やペットボトル米は対象ですが、弁当白米は対象ではありません。
ただし、弁当白米について、対象のお米やパックご飯と一緒に購入する際は、この限りではございません。

Q9.応援券の利用期間は。

A9.令和8年2月20日から令和8年12月31日までとなっています。利用期限には、十分ご注意ください。

Q10.ネットスーパー等の通信販売でも応援券を利用できますか。

A10.本事業は実店舗を対象としているため、ネットスーパー等の通信販売は対象外です。取扱店舗については、応援券に同封のチラシまたは市ホームページの取扱店舗リストをご確認ください。

Q11.つり銭は出ますか。

A11.応援券の額面未満の利用では、つり銭は出ません。

ただし、額面以上の購入時には、追加で支払った分に対してのお釣りをお渡します。

〈例〉青森県産米のパックご飯2個500円+その他2,000円を購入し、応援券2,000円分+現金1,000円で支払ったとき
→(応援券2,000円分+現金1,000円)-購入代金2,500円=500円のお釣りをお渡します。

Q12.不足分については、現金のほかに電子マネーやコード決済等で支払いをしてもよいですか。

A12.店舗により対応が異なります。通常の支払時は電子マネーやコード決済等での支払が可能な店舗でも、応援券の不足分の支払時には対応していない場合もございますので、詳しくは店舗へお問い合わせください。

Q13.応援券が利用できない対象はありますか。

A13.出資や債務の支払い、不動産や金融商品、たばこ、商品券等の換金性の高いもの、公共料金のお支払いには利用することができません。また、その他店舗が指定するものや応援券の発行趣旨にそぐわないものにも利用できません。詳細は、応援券裏面をご確認ください。

Q14.応援券を転売や換金してもよいですか。

A14.応援券の転売や換金は固く禁止しております。フリマサイト等での転売を確認した場合は運営へ通報いたします。

Q15.ほかの商品券や割引券と併用してもよいですか。

A15.店舗により対応が異なります。併用が可能な場合もございますので、詳しくは店舗へお問い合わせください。

Q16.応援券で購入した商品の返品はできますか。

A16.換金目的の利用を禁止しているため、基本的には返品はできません。ただし、不良品等については、代替品等との交換が可能であるか、購入店舗へお問い合わせください。

Q17.店舗のポイントなどは付与されますか。

A17.店舗により対応が異なります。ポイントなどの付与が可能な場合もございますので、詳しくは店舗へお問い合わせください。

Q18.応援券利用時の本人確認は必要ですか。

A18.確認の必要はございません。

Q19.応援券を親戚や友人などにあげてもよいですか。

A19.お客様同士で納得されている場合は自分の分の応援券を他人へ譲渡しても構いません。ただし、譲渡した分の再発行はいたしませんので、ご注意ください。

Q20.対象となる米と同一会計の飲食料金は対象となりますか。

A20.対象となる米やパックご飯を購入いただくことで、同一会計のその他の食料品や生活用品等の商品の購入にも利用できますが、商品とは、物品を想定しており、店舗内での飲食料金のお支払いにはご利用いただけませんので、ご注意ください。（「持ち帰り」を想定している商品のご購入は可能です。）

Q21.処方箋が必要な薬でも利用可能ですか。

A21.対象のお米やパックご飯と同一会計であれば利用可能です。

ただし、保険医療機関等における一部負担金の受領については、健康保険法に基づく規則に規定する額の支払を受けることとされています。応援券については、額面未満の利用では、つり銭を出さないこととしているため、応援券によって自己負担分の支払いをする際には、自己負担分の額を超える額面の応援券は使用しないようにお願いいたします。

Q22.応援券を紛失してしまった場合は再発行してもらえますか。

A22.再発行はいたしません。

Q23.応援券の半券が切り取り線で切れてしまったのですが使えますか。

A23.応援券裏面には本体と半券それぞれに同じ番号が記載されております。切り離した状態でも、本体と半券がそろっており、それぞれの裏面に記載されている通し番号が一致している場合は利用可能です。応援券利用時に店舗側に番号が揃っていることを確認していただくようお願いいたします。

Q24.汚れてしまった（破れてしまった）応援券を新しいものに交換することは可能でしょうか。

A24.本体と半券を揃えた状態で市農政課（市役所3階）へお越しください。本体と半券がそろっており、それぞれの裏面に記載されている番号が一致している場合は利用可能なため、多少の汚れなどは問題ございませんが、本物であることを確かめる必要がありますので、大切に扱うようにしてください。

Q25.第2弾の応援券をまだ持っていますが、第3弾の応援券と併用できますか。

A25.第2弾！弘前お米とくらし応援券の利用期限は「令和7年12月31日」までそのため、利用できません。

Q26.第2弾の時近所の人より届くのが遅かったですが、どういう順番で配達していますか。

A26.市内全域に早期にお届けできる最善の方法で配達しております。近隣でもお届けの順番に差があるかと存じますが、順次配達してまいりますので到着まで今しばらくお待ちください。

Q27.普段家に不在の時間が多いのですが、どのように受け取ればよいですか。

A27.お客様がご不在の場合は、ゆうパックのご不在連絡票が投函されますので、その記載内容に従い、ご自身で再配達の手配、または弘前郵便局の窓口にて受取りをお願いいたします。

★Q&Aは順次更新する予定です。



〈お問い合わせ先〉

弘前市役所 農林部 農政課

第3弾！弘前お米とくらし応援券配布事業担当

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

TEL:0172-40-0504